

鈴鹿大学短期大学部 鈴友会会則

- 第1条 本会は、鈴鹿大学短期大学部鈴友会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、鈴鹿市郡山町、鈴鹿大学短期大学部内に置く。
- 第3条 本会は、母校創立の精神に基づき、会員相互の親睦と教養の向上をはかり、母校の発展を援助することを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会誌発行および会員名簿作成・管理
 - (2) 卒業生の親睦と教養の向上をはかる会合の開催
 - (3) 母校発展をはかるための後援事業
 - (4) その他本会に適切な事業
- 第5条 本会の会員は次の3種とする。
- (1) 特別会員 母校関係現旧教職員
 - (2) 通常会員 母校卒業生
 - (3) 準会員 在学生
- 第6条 本会に次の役員を置く
- | | | | |
|-----------|----|---------|-----|
| (1) 名誉会長 | 1名 | (5) 会 計 | 2名 |
| (2) 会 長 | 1名 | (6) 監 事 | 1名 |
| (3) 副 会 長 | 1名 | (7) 幹 事 | 若干名 |
| (4) 書 記 | 2名 | | |
- 第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会で適当と認めたものを推薦する。
- 第8条 役員を選出および任務は次の通りとする。
- (1) 名誉会長 本学学長を推薦する。
 - (2) 会 長 会員中より総会で選出し、本会を代表し、会務統括する。
 - (3) 副 会 長 会員中より総会で選出し、会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
 - (4) 書 記 会員中より会長が委託し、会議記録と事務連絡をする。
 - (5) 会 計 会員中より2名を会長が委託し、会計事務をする。
 - (6) 監 事 会員中より会長が委託し、会計を監査する。
 - (7) 幹 事 会員中より年次ごとに若干名会長が委託し、会長の諮問に応じて会務を処理する。
- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第10条 本会は、2年に1回総会を開き、役員会は随時これを開く。
- 第11条 本会の経費は、終身会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第12条 通常会員と準会員は、終身会費として5,000円を納入するものとする。既納の会費は原則返還しない。ただし、金額は役員会の決議により臨機に変更することができる。会計報告は、総会にて行い、会誌に掲載する。
- 第13条 本会会員多数を有する地方には、支部を設けることができる。
- 第14条 本会会則の変更は、役員会の議を経て、総会の承認を要する。
- 附 則 本会会則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 本会会則は、昭和59年1月20日から施行する。
- 本会会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 本会会則は、平成24年9月8日から施行する。
- 本会会則は、平成27年4月1日から施行する。
- 本会会則は、令和4年10月30日から施行する。
- 本会会則は、令和6年4月1日から施行する。